

原議保存期間10年
(令和12年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙運発27号
令和元年11月8日
警察庁交通局長

モデル審査基準等の改定について(通知)

行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準(以下「審査基準等」という。)のモデルについて、別添のとおり改定するので通知する。

なお、今回の改定の概要は下記のとおりである。

記

- 1 審査基準及び標準処理期間のモデル(別添1)
 - (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条第1項関係(運転免許(試験により判断する場合以外の場合))
 - (2) 法第94条第2項関係(免許証の再交付)
 - (3) 法第99条第1項関係(指定自動車教習所の指定)
 - (4) 法第104条の4第6項関係(運転経歴証明書の交付)
 - (5) 法第108条の4第1項関係(指定講習機関の指定)
 - (6) 法第108条の32の2第1項関係(運転免許取得者教育の認定)
 - (7) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第33条の6第1項第1号八関係(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。))
 - (8) 令第33条の6第2項第1号八関係(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。))
 - (9) 令第33条の6第4項第1号八関係(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。))
 - (10) 令第34条第3項第2号関係(旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定)
 - (11) 令第34条第4項第2号関係(牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定)
 - (12) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の13第1項(運転経歴証明書の再交付)
- 2 処分基準のモデル(別添2)
 - (1) 法第90条第5項関係(運転免許の取消し、効力の停止)
 - (2) 法第90条第6項関係(運転免許の取消し)
 - (3) 法第90条第9項関係(運転免許を受けることができない期間の指定)
 - (4) 法第90条第10項関係(運転免許を受けることができない期間の指定)
 - (5) 法第91条(運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更)
 - (6) 法第103条第1項関係(運転免許の取消し、効力の停止)

- (7) 法第103条第2項関係（運転免許の取消し）
- (8) 法第103条第4項関係（運転免許の取消し、効力の停止）
- (9) 法第103条第7項関係（運転免許を受けることができない期間の指定）
- (10) 法第103条第8項関係（運転免許を受けることができない期間の指定）
- (11) 法第104条の2の3第1項関係（運転免許の効力の停止）
- (12) 法第104条の2の3第3項関係（運転免許の取消し、効力の停止）
- (13) 法第107条の5第1項関係（自動車等の運転禁止）
- (14) 法第107条の5第2項関係（自動車等の運転禁止）
- (15) 法第107条の5第9項関係（自動車等の運転禁止）
- (16) 法第108条の32の2第5項関係（運転免許取得者教育の認定の取消し）

3 その他

今回の改定は、本年12月1日からの審査基準等のモデルとする。

本件担当：警察庁交通局運転免許課法令係

渡辺警視（800-5326）

宅間警部（800-5324）